

# 第2弾！弘前お米とくらし応援券

## 取扱店舗マニュアル



# 目次

1. 事業概要.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 事業の概要.....	1
(3) 応援券の利用方法について.....	1
(4) 利用できないもの.....	1
(5) 取扱店舗の責務について.....	2
(6) 取扱店舗の登録について.....	2
(7) 換金方法について.....	2
2. 取扱店舗への配布物.....	3
3. 応援券の取り扱いに向けて.....	4
(1) 応援券のデザインについて.....	4
(2) ポスター等の掲示について.....	5
(3) その他.....	5
4. 応援券の利用方法等について.....	6
5. 利用済応援券の精算方法.....	8
(1) 精算手順.....	8
(2) 精算日について.....	15
6. Q&A.....	16

## 1. 事業概要

### (1) 目的

主食である米の消費の減少が進む中で、地元のお米の安定的な消費を促すとともに、物価高騰下における市民の家計負担の軽減を図る。

### (2) 事業の概要

券名	第2弾！弘前お米とくらし応援券
発行元	弘前市
応援券額面	1人につき3,000円分 ※1,000円券×3枚
配布対象者	令和7年1月1日現在において、当市の住民基本台帳に登録がある市民
配布時期	令和7年2月中旬からゆうパックにて順次配布
利用可能期間	令和7年2月20日～令和7年12月31日

### (3) 応援券の利用方法について

- ・1袋2kg以上の青森県産米（玄米もしくは精米）または1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯を購入する際に利用できます。
- ・対象の銘柄は「まっしぐら、青天の霹靂、はれわたり」の3種類です。
- ・対象のお米と同一会計内にある他の商品の購入にも利用できます。
- ・一度に利用できる枚数に制限はありません。

### (4) 利用できないもの

- ・不動産や金融商品
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ
- ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、保険料、公共料金）
- ・各取扱店舗が指定するもの
- ・その他、応援券の利用対象として発行趣旨にそぐわないもの

## (5) 取扱店舗の責務について

- ・取扱店舗であることが認識できるよう、市が提供するポスター及びステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ・応援券の見本は、取扱店舗で応援券を取り扱うすべての従業員に周知してください。
- ・応援券には偽造防止加工をしておりますので、受領する前に必ず確認してください。偽造防止加工については、P.4を確認してください。
- ・応援券を受け取った際に半券を切り離してあるものについては、本体又は半券の一方しか確認できない場合、受領を拒否してください。
- ・応援券の交換や売買は行わないでください。
- ・応援券の取扱いに関して、市から指示があったときはそれに従ってください。
- ・応援券の利用期間中は正当な理由がない限り取扱店舗の途中辞退は認められません。
- ・応援券の利用に関し、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱店舗側の責めに帰する場合は、自ら解決に努めてください。
- ・その他、第二弾！弘前お米とくらし応援券の取扱店舗募集要項を参照し、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

## (6) 取扱店舗の登録について

### 1) 登録番号

市の審査を経て取扱店舗の登録が決定した店舗には、登録決定通知書を送付します。通知書に記載の登録番号は市への交付申請兼請求時（換金）に必要となりますので、大切に保管願います。

### 2) 登録の取消し

登録後であっても下記に該当する場合は、市の審査により登録を取り消す場合があります。

- ①登録の申請内容に虚偽、不備があった場合
- ②誓約事項を遵守しなかった場合

## (7) 換金方法について

所定の手続きを行った取扱店舗には、市が口座振替により交付金として精算します。詳しい精算（換金）の方法については、P.7を確認してください。

## 2. 取扱店舗への配布物（以下、5種類）

取扱店舗には、ポスター、ステッカー、セルフレジ使用不可ポスター（スーパー、百貨店）、交付申請書兼請求書、交付申請書兼請求書及び利用済応援券回収用封筒を配布します。ポスターやステッカー、セルフレジ使用不可ポスターは、お買い物に訪れた市民が分かりやすい位置に掲示してください。



ポスター（A3）

ステッカー（15 cm × 15 cm）

セルフレジ使用不可ポスター（A3）

- ・ 応援券の取扱店舗であることを示します。
- ・ ステッカーは裏側がのり面です。

セルフレジがある店舗では  
掲示をお願いいたします。

交付申請書兼請求書（3枚複写）

応援券を精算し、交付金の受け取りを申請する際に提出いただく書類です。

回収用封筒

交付申請書兼請求書と利用済応援券を提出する際に使用する封筒です。

### 3. 応援券の取り扱いに向けて

#### (1) 応援券のデザインについて

##### 【応援券オモテ】

偽造防止のため、応援券上部は緑色の蛍光インキを使用しています。  
複製すると発色が再現できません。



応援券の右側は「取扱店舗控え」となっています。  
利用済の応援券ミシン目から切り取り保管願います。

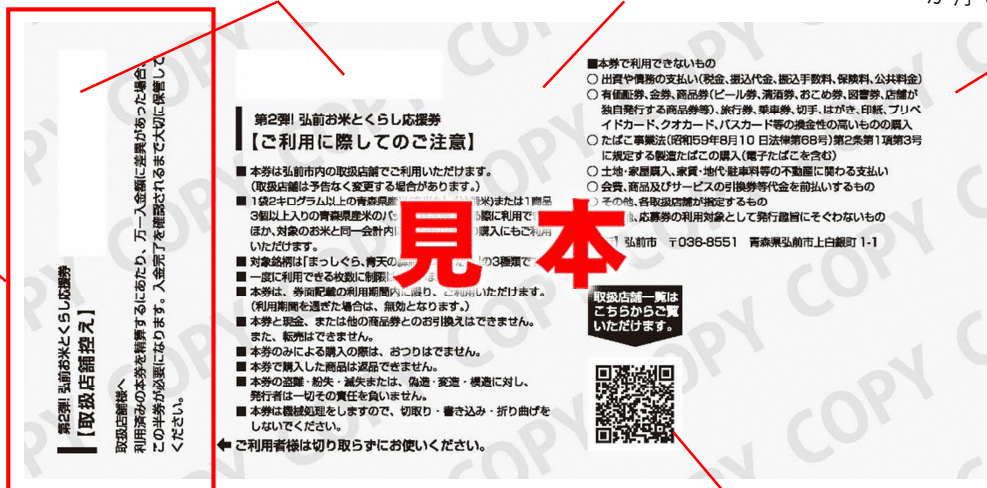
##### 【応援券ウラ】

OCR ナンバー（管理番号）

注意事項

複製すると文字(COPY)が浮き出る仕様です。

控えとして  
切り離す部分



市ホームページ QRコード

※昨年実施した第1弾からの変更点として、裏面の「取扱店舗押印欄」を廃止しました。ただし、管理の都合上押印が必要な場合は、空きスペース等に任意で押印していただいて構いません。

## (2) ポスター等の掲示について

2月20日までに、お客様から見えるように、店舗の入り口等に掲示してください。



## (3) その他

必要に応じて店舗ごとに応援券の取扱いに必要な準備をしてください。

※本事業の内容、取扱店舗一覧については市のホームページからもご確認いただけます。

第2弾！弘前お米とくらし応援券配布事業に関する  
市ホームページはこちら→



## 4. 応援券の利用方法等について

応援券を取り扱うにあたって、以下の注意事項に留意し、各店舗が責任を持って扱ってください。

①会計の中に1袋2キログラム以上の青森県産米（玄米もしくは白米）または1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯が含まれていることを確認してください。

※対象の銘柄は「まっしぐら、青天の霹靂、はれわたり」の3種類です。

※もち米、ペットボトル米、自社ブレンド米、弁当白米は対象外。

（ただし、自社ブレンド米については、原料玄米が青森県産米のみであることが分かるように表示してある場合は対象となります。）

②P.4の偽造防止加工（表面にある緑色の蛍光インキの発色や裏面に文字が浮き出していないか）の状態により券が偽造されていないか確認してください。



- ・ 1袋2キログラム以上の精米もしくは玄米、または1商品3個以上入りのパックご飯
- ・ 青森県産米
- ・ まっしぐら、青天の霹靂、はれわたりのいずれか

③対象のお米と同一会計にある他の商品の購入にも利用可能です。

〈例〉お米 2kg 1,500円 + その他 1,500円 計 3,000円の買い物が可能

④一度に利用できる枚数に制限はございません。

〈例〉4人家族の場合、一度に4人分の応援券12枚（12,000円分）をまとめて利用することもできます。

⑤応援券のみによる購入の際は、おつりは出さないでください。

〈例〉お米 2kg 1,500円を、応援券 2,000円分を利用して購入した場合、500円のおつりは出さないでください。

⑥応援券と現金、又は他の商品券との交換はできません。また、転売はできません。

⑦不足分等は現金等で受け取ってください。

⑧応援券を受け取った場合は、再流出を防止するため、応援券の半券を切り離してください。

⑨受け取った応援券の盗難、紛失若しくは滅失又は偽造、変造若しくは模造について、市は責任を負いません。



⑩第1弾の応援券は受領しないようご注意ください。誤って受領した場合は精算ができず、取扱店舗の負担となります。

(お客様より第1弾の応援券はまだ使えるのか等の問い合わせがあった際は、利用可能期間を過ぎているため利用できない旨お伝えください。)

第1弾と第2弾では応援券のデザインが変わっています。

【第1弾応援券】



偽造防止用蛍光インキの色が異なります  
第1弾→ピンク色 第2弾→緑色

【第2弾応援券】

「第2弾！」標記あり



利用期間が「令和7年  
2月20日～12月31日」  
※第1弾は令和6年  
12月31日で終了して  
います

第2弾の応援券についても、利用可能期間を過ぎた後は受領しないでください。

## 5. 利用済応援券の精算方法

### (1) 精算手順

①利用済応援券の切り取り線に沿って応援券を切り離してください。



②処理をした応援券は輪ゴムやホチキスなどにより紛失しないようにまとめてください。



③交付申請書兼請求書の用意

- ・弘前お米とくらし応援券配布事業の交付金を受けるためには、利用済応援券の他に、**第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請書兼請求書**の提出が必要となります。
- ・交付申請書兼請求書は、利用済応援券とともに取次事業者（第二弾！弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局（株）協同弘前支局内）へご提出ください。
- ・提出方法は、郵便局窓口への持ち込みによる郵送、又は取次事業者への持参のどちらかです。  
**※簡易書留であるため、ポストへの投函はしないでください。**
- ・取次事業者へ持参する場合、無料駐車場はございません。  
**※最寄りの郵便局窓口からの郵送をお勧めいたします。**

様式第3号（第5条第1項）  
**第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請書兼請求書** ①▶②▶③ 取扱店舗保管

様式第2号（第5条第1項）  
**第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請兼請求取次依頼書** ①▶②▶③ 取次事業者保管

様式第1号（第5条第1項）  
**第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請書兼請求書** ①▶②▶③ 弘前市保管

弘前市長 様  
 第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業について、交付金の交付を受けたいので、第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請兼請求します。

申請日	20 年 月 日	取扱店舗登録番号	
申請兼請求者名 (店舗名)		住所	〒 - - - -
代表者名		担当者名	
電話番号	- -	印	

今回該当する取次事業者への提出期限の欄に○をつけてください。

2025年 2月 期：2/28(金)	2025年 3月 前半 期：3/14(金)	2025年 3月 後半 期：3/28(金)	2025年 4月 前半 期：4/11(金)	2025年 4月 後半 期：4/25(金)	2025年 5月 前半 期：5/9(金)	2025年 5月 後半 期：5/23(金)	2025年 6月 前半 期：6/13(金)	2025年 6月 後半 期：6/27(金)	2025年 7月 前半 期：7/11(金)	2025年 7月 後半 期：7/25(金)
2025年 8月 前半 期：8/8(金)	2025年 8月 後半 期：8/22(金)	2025年 9月 前半 期：9/12(金)	2025年 9月 後半 期：9/26(金)	2025年 10月 前半 期：10/10(金)	2025年 10月 後半 期：10/24(金)	2025年 11月 前半 期：11/14(金)	2025年 11月 後半 期：11/28(金)	2025年 12月 前半 期：12/12(金)	2025年 12月 後半 期：12/26(金)	2026年 1月 期：1/9(金)

利用済弘前お米とくらし応援券 枚	×1,000円＝	交付申請額 円
---------------------	----------	------------

※応援券枚数及び交付申請額の訂正は無効です。

**ご注意** ご記入後は、1枚目と2枚目を取次事業者へ提出し、3枚目をお控えください。

取次事業者使用欄	
事務担当印	確認印
年 月 日	年 月 日

交付申請書兼請求書（3枚複写）

④交付申請書兼請求書の記入例

- ・ 交付申請書兼請求書（3枚複写）に必要事項を記入し、所定の場所に押印してください。
- ・ 訂正する際は、二重線で消したうえ、必ず代表者印にて訂正してください（担当者印不可）。  
※ただし、券の枚数、請求額の訂正はできません。  
※押印の際はにじまないようにご注意ください。
- ・ 消えるボールペンで記入しないでください。

●1枚目（記入例）

→取次事業者へ提出し、その後取次事業者から市へ送付され、市が保管する交付申請書兼請求書となります。

郵便局への持ち込み日又は  
取次事業者への持参提出日

1枚目に代表者の印を押印  
(認印可、シャチハタ不可)

登録申請時の店舗情報（申請店舗の情報）を記載  
別店舗の住所となっている場合や番地の誤りが多いためご注意ください。

様式第1号（第5条第1項）  
第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請書兼請求書 ①▶②▶③ 弘前市保管

弘前市長 様  
第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業について、交付金の交付を受けたいので、第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請兼請求します。

申請日	2024年 4月 22日	取扱店舗登録番号	00
申請兼請求者名 (店舗名)	スーパー○○●●店	住所	〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
代表者名	岩木 太郎 印	担当者名	農政 さくら
電話番号	0172 - 40 - 0504		

今回該当する取次事業者への提出期限の欄に○をつけてください。

2025年 2月 期限: 2/28(金)	2025年 3月 前半 期限: 3/14(金)	2025年 3月 後半 期限: 3/28(金)	2025年 4月 前半 期限: 4/11(金)	2025年 4月 後半 期限: 4/25(金)	2025年 5月 前半 期限: 5/9(金)	2025年 5月 後半 期限: 5/23(金)	2025年 6月 前半 期限: 6/13(金)	2025年 6月 後半 期限: 6/27(金)	2025年 7月 前半 期限: 7/11(金)	2025年 7月 後半 期限: 7/25(金)
2025年 8月 前半 期限: 8/8(金)	2025年 8月 後半 期限: 8/22(金)	2025年 9月 前半 期限: 9/12(金)	2025年 9月 後半 期限: 9/26(金)	2025年 10月 前半 期限: 10/10(金)	2025年 10月 後半 期限: 10/24(金)	2025年 11月 前半 期限: 11/14(金)	2025年 11月 後半 期限: 11/28(金)	2025年 12月 前半 期限: 12/12(金)	2025年 12月 後半 期限: 12/26(金)	2026年 1月 期限: 1/9(金)

利用済弘前お米とくらし応援券 100 枚 × 1,000円 = 100,000 円

※応援券枚数及び交付申請額の訂正は無効です。  
【ご注意】 記入後は、1枚目と2枚目を取次事業者へ提出し、3枚目をお控えください。

取次事業者使用欄  
事務担当印 確認印  
年 月 日 年 月 日

登録決定通知書に  
記載の登録番号

利用済応援券の枚数

提出前に利用済応援券の枚数と記入した枚数が一致しているか照合をお願いいたします。

今回該当する取次事業者への提出期限の欄に○  
(期限に間に合わなかった場合や不備があった場合は、次回以降の振込となります。)

## ●2枚目（複写）

→取次事業者へ提出された後、取次事業者が保管します。

様式第2号（第5条第1項）  
**第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請兼請求取次依頼書** ①▶②▶③ **取次事業者保管**

弘前市長 様  
 第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業について、交付金の交付を受けたいので、第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり取次を依頼します。

申請日	20 年 月 日	取扱店舗登録番号	
申請兼請求者名 (店舗名)		住所	〒 -
代表者名		担当者名	
電話番号	-		

今回該当する取次事業者への提出期限の欄に○をつけてください。

2025年 2月 期限：2/28(金)	2025年 3月 前半 期限：3/14(金)	2025年 3月 後半 期限：3/28(金)	2025年 4月 前半 期限：4/11(金)	2025年 4月 後半 期限：4/25(金)	2025年 5月 前半 期限：5/9(金)	2025年 5月 後半 期限：5/23(金)	2025年 6月 前半 期限：6/13(金)	2025年 6月 後半 期限：6/27(金)	2025年 7月 前半 期限：7/11(金)	2025年 7月 後半 期限：7/25(金)
2025年 8月 前半 期限：8/8(金)	2025年 8月 後半 期限：8/22(金)	2025年 9月 前半 期限：9/12(金)	2025年 9月 後半 期限：9/26(金)	2025年 10月 前半 期限：10/10(金)	2025年 10月 後半 期限：10/24(金)	2025年 11月 前半 期限：11/14(金)	2025年 11月 後半 期限：11/28(金)	2025年 12月 前半 期限：12/12(金)	2025年 12月 後半 期限：12/26(金)	2026年 1月 期限：1/9(金)

利用済弘前お米とくらし応援券 枚 ×1,000円= 円

取次事業者使用欄  
 事務担当印 確認印  
 年 月 日 年 月 日

※応援券枚数及び交付申請額の訂正は無効です。

## ●3枚目（複写）

→取扱店舗の控えとなります。令和13年3月31日まで保管してください。

様式第3号（第5条第1項）  
**第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請書兼請求書(控)** ①▶②▶③ **取扱店舗保管**

弘前市長 様  
 第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業について、交付金の交付を受けたいので、第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請兼請求します。

申請日	20 年 月 日	取扱店舗登録番号	
申請兼請求者名 (店舗名)		住所	〒 -
代表者名		担当者名	
電話番号	-		

今回該当する取次事業者への提出期限の欄に○をつけてください。

2025年 2月 期限：2/28(金)	2025年 3月 前半 期限：3/14(金)	2025年 3月 後半 期限：3/28(金)	2025年 4月 前半 期限：4/11(金)	2025年 4月 後半 期限：4/25(金)	2025年 5月 前半 期限：5/9(金)	2025年 5月 後半 期限：5/23(金)	2025年 6月 前半 期限：6/13(金)	2025年 6月 後半 期限：6/27(金)	2025年 7月 前半 期限：7/11(金)	2025年 7月 後半 期限：7/25(金)
2025年 8月 前半 期限：8/8(金)	2025年 8月 後半 期限：8/22(金)	2025年 9月 前半 期限：9/12(金)	2025年 9月 後半 期限：9/26(金)	2025年 10月 前半 期限：10/10(金)	2025年 10月 後半 期限：10/24(金)	2025年 11月 前半 期限：11/14(金)	2025年 11月 後半 期限：11/28(金)	2025年 12月 前半 期限：12/12(金)	2025年 12月 後半 期限：12/26(金)	2026年 1月 期限：1/9(金)

利用済弘前お米とくらし応援券 枚 ×1,000円= 円

※応援券枚数及び交付申請額の訂正は無効です。

**ご注意** 本交付申請書兼請求書(控)は、2031年3月31日まで大切に保管してください。

⑤利用済応援券回収用封筒の用意


以下の記入例をもとに、利用済応援券回収用封筒の差出人欄に必要事項を記入してください。

※切手は不要です。

(利用済応援券回収用封筒の記入例)

簡易書留  
となっています。

0368790



(受取人)

青森県弘前市土手町38  
したどてスカイパークビル 2F  
(株)協同 弘前支局内

**第二弾! 弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局 行**

(差出人)

ご依頼日	□□□□年 □□月 □□日	利用店舗登録番号	
住所	□□□□□□□□	事業者名(店舗名)	フリガナ
			-----

**第二弾! 弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局**

お問い合わせ先は **TEL 0120-516-771**  
右記コールセンターへ

⑥交付申請書兼請求書と利用済応援券の提出

●利用済応援券回収用封筒に入れるもの

- ・第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請書兼請求書  
(3枚複写のうち1枚目と2枚目)
- ・利用済応援券

上記を封入して、最寄りの郵便局の窓口への持ち込み、もしくは事務局へ持参によって下記提出先までご提出ください。

●提出先

第二弾！弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局

株式会社協同 弘前支局内

〒036-8182 弘前市大字土手町 38 したどてスカイパークビル 2階

(建物正面に向かって左側の階段をのぼってください)

TEL:0120-516-771



市から取扱店舗が申請時に登録した口座へ振り込まれます

- ⑦交付申請書兼請求書の取扱店舗保管分（3枚目）は令和13年3月31日まで、利用済  
 応援券の取扱店舗控え（右側）は振込入金が確認できるまで保管してください。

様式第3号（第5名第1節）  
**第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請書兼請求書(控)** (1)→(2)→(3) **取扱店舗保管**

弘前市農林 様  
 〒030-0855 弘前市南三好町1-1-1  
 第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業(控)にて、交付金の交付先が決定いたしました。第二弾！弘前お米とくらし応援券配布事業交付金交付申請書兼請求書(控)により、下記のとおり申請書を送付いたします。

申請日 20 年 月 日 高田町 店番  
 〒 - - - - -

申請者(代表者) 住所  
 代表者名 郵便番号  
 取扱店舗

申請書に添付する取次事業等への交付金枚数の額にのりをつけてください。

2月	3月	3月	4月	4月	5月	5月	6月	6月	7月	7月
枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
2/14(金)	2/22(金)	3/1(土)	3/10(土)	3/19(日)	3/28(日)	4/6(月)	4/15(月)	4/24(火)	5/3(水)	5/12(木)
2/21(金)	2/28(金)	3/7(土)	3/16(日)	3/25(月)	4/3(火)	4/12(水)	4/21(木)	4/30(金)	5/9(土)	5/18(日)
6/6(土)	6/13(土)	6/20(土)	6/27(土)	7/4(日)	7/11(日)	7/18(日)	7/25(日)	8/1(月)	8/8(月)	8/15(月)
8/1(月)	8/8(月)	8/15(月)	8/22(月)	8/29(月)	9/5(火)	9/12(火)	9/19(火)	9/26(火)	10/3(水)	10/10(水)
10/17(水)	10/24(水)	10/31(水)	11/7(木)	11/14(木)	11/21(木)	11/28(木)	12/5(金)	12/12(金)	12/19(金)	12/26(金)
1/2(土)	1/9(土)	1/16(土)	1/23(土)	1/30(土)	2/6(日)	2/13(日)	2/20(日)	2/27(日)	3/6(月)	3/13(月)

枚 円

※必須欄の内容及び交付申請額の訂正は厳禁です。  
 ※ご注意 本交付申請書兼請求書(控)は、2021年3月31日まで大切に保管してください。

交付申請書兼請求書の3枚目



利用済応援券の右側

万一、申請内容と券の枚数に相違がある際の確認根拠になります。



## (2) 精算日について

精算（振込）予定日は以下の通りです。精算スケジュールを確認のうえ、希望する振込日の提出期限までに手続きを行ってください。

	提出期限	振込日
第1回	2月28日(金)	3月14日(金)
第2回	3月14日(金)	3月28日(金)
第3回	3月28日(金)	4月11日(金)
第4回	4月11日(金)	4月25日(金)
第5回	4月25日(金)	5月14日(水)
第6回	5月9日(金)	5月23日(金)
第7回	5月23日(金)	6月6日(金)
第8回	6月13日(金)	6月27日(金)
第9回	6月27日(金)	7月11日(金)
第10回	7月11日(金)	7月25日(金)
第11回	7月25日(金)	8月8日(金)
第12回	8月8日(金)	8月22日(金)
第13回	8月22日(金)	9月5日(金)
第14回	9月12日(金)	9月26日(金)
第15回	9月26日(金)	10月10日(金)
第16回	10月10日(金)	10月24日(金)
第17回	10月24日(金)	11月7日(金)
第18回	11月14日(金)	11月28日(金)
第19回	11月28日(金)	12月12日(金)
第20回	12月12日(金)	12月26日(金)
第21回	12月26日(金)	1月16日(金)
第22回	1月9日(金)	1月23日(金)

※上記に定める振込日は、該当する提出期限までに、取次事業者へ提出（必着）された書類に不備がなく、適正に処理できる場合のものです。提出期限の超過や提出物に不備があった場合は、次回以降の振込日となります。

## 6. Q&A

### Q1. 応援券の利用について教えてください。

A1.1 回の買い物（会計）につき **1袋 2kg 以上の青森県産米（玄米または精米）または1商品 3個以上入りの青森県産米のパックご飯**を購入する際に利用できます。対象銘柄は「**まっしぐら、青天の霹靂、はれわたり**」の3種類です。また、対象となるお米やパックご飯を購入いただくことで、その他の食品や生活用品の購入にも利用できます。

〈例〉 3,000 円分の応援券で 1袋 2kg の青森県産米 1,500 円+その他商品 1,500 円を購入する

※会計時、対象となるお米またはパックご飯が含まれているか、必ず確認をお願いいたします。

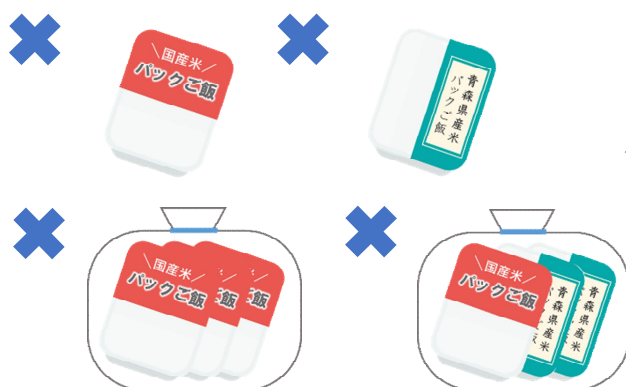
#### 【パックご飯について】

##### ・ 応援券対象の例



- ・ 青森県産米のパックご飯が3個以上入っている商品
- ・ 複数の種類のパックご飯が3個以上のセットになっている商品でも OK（ただし青森県産米3種に限る）

##### ・ 応援券対象外の例



- ・ パックご飯が3個未満の商品
- ・ 全て青森県産米ではないまたは不明

### Q2. 一度に使える応援券の枚数制限はありますか。

A2. 枚数制限はございません。

〈例〉 4 人家族（3,000 円×4 人分=12,000 円分配布）の場合、一度（一会計）に 4 人分の応援券 12 枚（12,000 円分）をまとめて利用することも可能です。

**Q3.青森県産米がなくなった場合、他県産米を代替商品としてもよいですか。**

**A3.**応援券は、青森県産米（2 kg 以上の玄米もしくは精米または1商品3個以上入りのパックご飯）を購入することで利用できるものであるため、他県産米を代替商品とすることはできません。

**Q4.もち米やペットボトル米、自社ブレンド米、弁当白米は応援券の対象ですか。**

**A4.**対象ではございません。ただし、2 kg 以上の青森県産米または1商品3個以上入りの青森県産米のパックご飯と一緒に購入する際は、この限りではございません。

ただし、自社ブレンド米については、原料玄米が青森県産米のみであることが分かるように表示してある場合は対象となります。

**Q5.応援券の利用期間はありますか。**

**A5.**令和7年2月20日から令和7年12月31日までとなっています。利用期限には、十分ご注意ください。

**Q6.ネットスーパー等の通信販売でも応援券を利用できますか。**

**A6.**本事業は実店舗を対象としているため、ネットスーパー等の通信販売は対象外です。

**Q7.つり銭をだしてもよいですか。**

**A7.**応援券の額面未満の利用では、つり銭は出さないようにお願いします。

ただし、額面以上の購入時には、お客様が追加で支払った分に対してのお釣りをお渡しください。

〈例〉1袋2kgの青森県産米1,500円+その他2,000円を購入し、

応援券3,000円分+現金1,000円で支払ったとき

→（応援券3,000円分+現金1,000円）-購入代金3,500円=500円のお釣りをお渡しください。

**Q8.不足分については、現金のほかに電子マネーやコード決済等で支払いを受け付けてもよいですか。**

**A8.**各店舗での対応が可能な場合は、現金払い以外も受け付けて構いません。

**Q9. 応援券が利用できない対象はありますか。**

**A9.**出資や債務の支払い、不動産や金融商品、たばこ、商品券等の換金性の高いもの、公共料金のお支払いには利用することができません。また、その他店舗が指定するものや応援券の発行趣旨にそぐわないものにも利用できません。詳細は、応援券裏面をご確認ください。

**Q10. ほかの商品券や割引券と併用してもよいですか。**

**A10.**ほかの自治体のクーポンやほかの商品券、割引券との併用については、各店舗のご判断で可否を決めていただいております。

**Q11. 応援券で購入した商品の返品はどうしたらよいですか。**

**A11.**換金目的の利用を禁止しているため、基本的には返品はできません。  
ただし、不良品等については、代替品等との交換によって対応してください。

**Q12. 店舗のポイントなどを付与してもよいですか。**

**A12.**ポイントの付与の可否については、各店舗のご判断で可否を決めていただいております。

**Q13. 応援券の換金方法を教えてください。**

**A13.**取次事業者の窓口（(株)協同弘前支局内第二弾！弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局）へ記入済みの交付申請書兼請求書及び利用済応援券を提出していただき、不備がないか、確認のうえ登録された口座へ市から振込入金となります。

**Q14. 換金のスケジュールを教えてください。**

**A14.**令和7年2月～12月の間は、毎月第2及び第4金曜日が取次事業者への提出期限（必着）となり、市からの振込入金は基本的に2週間後の金曜日となります。連休や年末は、提出期限や振込入金日が異なる場合がありますので、取扱店舗マニュアルのP.14 精算日についてをご確認ください。

**Q15. 換金の手数料はかかりますか。**

**A15.**市から振込入金する際の手数料は市で負担します。

**Q16. 応援券利用時の本人確認は必要ですか。**

**A16.** 確認の必要はございません。

**Q17. 登録後に辞退することは可能でしょうか。**

**A17.** 応援券の利用可能期間中（令和 7 年 2 月 20 日から令和 7 年 12 月 31 日まで）は、原則として、途中辞退は認められません。

**Q18. 登録取消しは、どのような場合ですか。**

**A18.** 登録内容に虚偽・不備等があった場合や誓約事項を遵守しなかった場合です。

**Q19. ポスターなどを複数ほしい場合はどうしたらよいですか。**

**A19.** 数に限りがございますが、なるべくご希望に添えるように対応いたしますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

**Q20. 申請時の情報に誤り・変更がある場合はどうしたらよいですか。**

**A20.** お問い合わせ先までご連絡ください。

**Q21. ポスターやステッカーなどのコピーは可能ですか。**

**A21.** コピーいただいて構いませんが、PR ツールとして加工してご利用になる場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

**Q22. 対象となる米と同一会計の飲食料金は対象となりますか。**

**A22.** 対象となる米やパックご飯を購入いただくことで、同一会計のその他の食品や生活用品等の商品の購入にも利用できますが、商品とは、物品を想定しており、店舗内での飲食料金のお支払いにはご利用いただけませんので、ご注意ください。（「持ち帰り」を想定している商品のご購入は可能です。）

**Q23. 処方箋が必要な薬でも利用可能ですか。**

**A23.** 対象のお米やパックご飯と同一会計であれば利用可能です。

ただし、保険医療機関等における一部負担金の受領については、健康保険法に基づく規則に規定する額の支払を受けることとされています。応援券については、額面未満の利用では、つり銭を出さないこととしているため、応援券によって一部負担金等の支払を受ける際には、一部負担金等の額を超える額面の応援券を受領しないようお願いいたします。

**Q24.既に切り離した応援券を出された場合はどうしたらよいですか。**

**A24.**本体と半券がそろっており、それぞれの裏面に記載されている番号が一致している場合は利用可能です。(お客様がテープで補修してきた場合も、裏面の番号が一致していれば利用可能です。)

**Q25.店舗側で汚したり破いたりした場合の応援券の扱いはどうなりますか。**

**A25.**応援券の受け渡しの際に破いてしまったなどで店舗側に原因がある場合、お客様の応援券を利用しての支払は有効になります。お客様が破いてしまった応援券の扱いはQ24のとおりとしますが、疑義がある際は市農政課までお問い合わせください。なお、取次事業者への提出にあたっては、多少の汚れなどは問題ございませんが、本物であることを確かめる必要がありますので、大切に扱うようにしてください。

**Q26.万一、コピーした応援券を受け取ってしまった場合や枚数が合わなかった場合の精算はどうなりますか。**

**A26.**コピーした応援券を受け取った場合は換金できませんので、応援券を受け取る際は、偽造防止加工がされているかをご確認ください。  
また、枚数が合わなかった場合は、紛失について市では責任を負いませんので、利用済応援券の保管には十分ご注意ください。

**Q27.交付申請書兼請求書と利用済応援券を事務局へ持参する場合の駐車場の利用について教えてください。**

**A27.**事務局へ持参する際の駐車場は、したどてスカイパークをご利用ください。  
なお、駐車場代については、各店舗のご負担となりますのでご注意ください。



〈お問い合わせ先〉

第二弾！弘前お米とくらし応援券発行等業務事務局

株式会社協同 弘前支局内

〒036-8182 弘前市大字土手町 38 したどてスカイパークビル2階

TEL:0120-516-771